

相談者（Aさん）最近役場の職員が交通事故に遭ったケースが何件か続きました。加害者の場合もありましたし、被害者の場合もありました。このような場合の法的問題について教えてください。

弁護士 難しい問題ですので、これから三回に渡って説明していきたいと思えます。まずは交通事故の加害者になった場合の責任について考えてみましょう。一つは民事上の責任として損害賠償の義務を負担することになります。損害の額については被害者の状況によりますが、人的損害と物的損害について賠償することになります。

Aさん 交通事故の場合、双方に過失があった場合は加害者が被害者かという区別が難しいのではないですか。

弁護士 その通りです。双方とも自分が被害者だと主張し、お互いの言い分が真つ向から対立する場合も珍しくありません。その様な場合は事故状況を詳しく調べて事実関係を明らかにする必要があります。もともと被害者だからといって常に損害の一〇〇パーセントを賠償してもらえないわけではなく、自分に落ち度があった場合には過失相殺といって落ち度の分だけ賠償額が減ることになります。民事上の責任の根拠となる法律は、民法七〇九条（七一五条）、自動車損害賠償保障法三

転手に対し、仙台地裁は懲役二〇年の実刑判決を下しました。法改正前では考えられない重い量刑ですが、交通事故の中でも飲酒運転に対する強い社会的非難が背景にあったと言えるでしょう。

Aさん 先生は重い量刑と言いますが、子どもを飲酒運転で殺された親の気持ちとして懲役二〇年というのは決して重くないと考える人もいるのではないのでしょうか。

弁護士 刑法では有期懲役の上限は二〇年とされていますので、多賀城市の事件は法定刑の中でも最も重い処罰が選択されたことになります。

Aさん 民事上と刑事上の責任以外にはどのような責任があるのですか。

弁護士 行政上の責任があります。具体的には運転免許の取消や停止処分がそれに当たります。運転免許の取得や書き換えの時に習ったと思いますが、交通違反には点数制度があり、交通事故や交通違反の程度によって点数が決められており、それが一定の点数に達した場合、運転免許の取消や停止の処分が行われるのです。例えば酒気帯び運転をして不注意により重症事故を起こしたときは酒気帯び運転六点到事故点数一三点が加算され合計一九点になりますので、過去三年間に無事故無違反だった人でもこのケースでは運転免許が

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第34回

# 交通事故に遭った場合の法的問題 1

になります。この民事上の責任については被害者側の問題として、次回以降詳しく説明する予定です。

Aさん 二番目は刑事上の責任でしょうか。交通犯罪について刑法が重く改正されたという新聞記事を読みました。



取り消されることになります。

Aさん 交通事故ではないのですが、スピード違反の場合に赤切符と青切符の二種類がありますが、どう違うのでしょうか。

弁護士 赤切符とは一般道路で時速三〇キロ以上の速度超過の場合に切符に記載された日にちに簡易裁判所へ出頭して簡単な事情聴取を受け、決められた罰金を支払うという制度で、これは刑事上の罰金です。一方青切符とは一般道路で時速三〇キロ未満の速度超過の場合に警察官から交通反則告知書と納付書を渡され、告知内容に異議がなければ八日以内に定額の反則金を納めるという行政上の手続です。もっとも反則金を納めなかった時には、刑事事件に移行することになります。

弁護士 自動車を運転していて不注意により他人を死傷させた場合は刑法二二一条二項の自動車運転過失致傷罪に問われることがあります。

Aさん 昔は交通事故の場合には業務上過失致死傷罪という罪名で処罰されていたのではないのでしょうか。

弁護士 従来はそうでしたが、平成一三年に刑法改正が行われ、新たに自動車運転致死傷罪が追加されました。更に平成一九年にはそれまで「五年以下の懲役もしくは禁固又は一〇〇万円以下の罰金」という法定刑だったのを、懲役・禁固の上限を七年に引き上げるとい改正がなされました。悪質な交通事故が増加したことによる厳罰化の一環です。

Aさん 悪質な酒酔い運転をより厳しく処罰することになったと聞いたのですが。

弁護士 平成一三年に新設された危険運転致死傷罪（刑法二〇八条の二）がそうです。これはアルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合に適用されます。被害者が傷を負った場合には一〇年以下の懲役、死亡した場合には一年以上の有期懲役という重い処罰となっています。平成一七年五月に宮城県多賀城市において酒酔い運転によって高校生三名を死亡させ、一五名を負傷させた運

Aさん これで民事上、刑事上、行政上の各責任について説明して頂きましたが、これで全てでしょうか。

弁護士 刑事責任の延長線の問題なのですが、例えば自動車運転過失致死罪で禁固一〇月、執行猶予三年といった判決が下された場合、執行猶予がついたので刑務所に行かなくても良いということになるのですが、皆さんのような地方公務員の場合には執行猶予がついたとしても、懲役・禁固刑の場合には欠格事由により失職することになってしまいます。

Aさん 運転には本当に注意しなければなりませんね。

弁護士 じつはもう一つ懲戒処分という重要な問題が残っています。交通事故や飲酒運転の問題を深刻に受けとめた多くの自治体が、懲戒処分の基準について訓令のような形で、処分の基準を示しています。最近のものでは飲酒運転自体や無免許運転により交通事故を起こした場合を懲戒免職処分を基準としている例が多くなっています。本当に気を付けなければなりませんね。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人協同 阿部 佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

**相談者 (Aさん)** 前回は交通事故で加害者の立場になった場合の各種の法的責任の問題についてお聞きしました。今回は被害者の立場になった場合の民事上の法的問題について教えて下さい。

**弁護士** 交通事故の民事上の問題について理解するためには、まず保険についてお話しした方が良いでしょう。交通事故の保険には自賠責保険と任意保険があります。自賠責保険は自動車損害賠償保障法によって保険契約の締結が強制されている保険です。新車を購入する際や、車検を取る際には必ず自賠責保険料も支払うことになっています。それに対して任意保険は保険契約が強制ではなく、まさに任意の保険です。

**Aさん** 今の強制と任意の違いは人身事故と物損事故双方についてですか。

**弁護士** 自賠責保険は人身事故による損害の填補のみを目的としています。したがって人身事故については任意保険は上乗せ保険の意味を持っているのです。しかしながら物損事故については自賠責保険は対象外となりますので、任意保険に加入することによって初めて保険から支払われることとなります。

**Aさん** 物損事故といった場合、自分の車が損傷した場合と相手の車が損傷した場合があります。どちらも任意保険から支払われる

**弁護士** 通常は任意保険会社による一括払いの手続が利用されており、任意保険会社と示談交渉することが一般的です。全ての損害賠償金を支払った任意保険会社は、自賠責の上限分を自賠責保険に求償することになります。

**Aさん** 損害賠償には様々なものがあると思いますが、どのように分類されるのですか。

**弁護士** 第一に治療費や付添費等の積極損害が挙げられます。これらはいずれも現実に被害としてお金が出費される性質を持っています。第二に休業損害や逸失利益等の消極損害が挙げられます。これらは事故がなければ得られるはずであった収入が無くなってしまったことによる損害です。第三に慰謝料が挙げられます。慰謝料としては入院慰謝料、後遺障害慰謝料、死亡慰謝料があります。第四に物的損害がありますが、これは以前この相談で取り扱ったことがありました(平成一九年九月一〇日発行・四二二号)。

**Aさん** 治療費はどのような高額のもので損害賠償が認められるのでしょうか。

**弁護士** 一般的な治療であれば認められますが、あまりにも過剰であったり、濃厚であったり、高額すぎる診療の治療費は認められないことがあります。

**Aさん** 例えばJリーグのサッカー選手が交通事故で被害に遭い、アメリカの高名な整形

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第35回

# 交通事故に遭った場合の法的問題 2

のですか。

**弁護士** 一般的に対物自動車保険という場合には相手方の車の損傷を自分の加入している保険によって支払うケースを意味しています。自分の車の損傷については、相手が対物自動車保険に加入している場合には、その保険か



外科医に特殊な治療を受けるといふ場合はどうなりますか。

**弁護士** プロのサッカー選手ですので、最高の治療をしたいという気持ちは大変よく解りますが、やはりアメリカの高名な整形外科医に特殊な治療を受ける治療費を全て加害者に負担させるのは認められないと思います。裁判では事故による受傷と相当因果関係が無いと判断される可能性が大きいですね。

**Aさん** 患者が入院した際に家族が付き添った場合の付添費等は請求ができるのでしょうか。

**弁護士** 必要性があれば裁判所は付添費を認めています。最近の大きな病院では完全看護で建前上は付添が不要なシステムにしているところが多くなっていますが、やはり現実に

ら支払われることになりすし、自分の加入している自動車保険に車両保険がついている場合にはその保険から支払ってもらうこともできます。

**Aさん** 先程人身事故の場合、任意保険は自賠責保険の上乗せの意味を持つと言われましたが、もう少し詳しく教えて下さい。

**弁護士** 例えば、死亡事故の場合を例にとってみます。自賠責保険から支払われる保険金額は上限が決まっています。死亡事故では三〇〇万円となっています。死亡事故の場合、裁判基準では慰謝料だけで二〇〇万円を超えてしまいますので、給与所得者が死亡した場合には将来の得べかりし利益を加えると自賠責の三〇〇万円では支払いきれません。

そのような場合に任意保険に加入している意味があります。死亡事故の場合もそうですが、重い後遺障害が残って将来の介護費用が想定されるケースなどは、裁判で一億円を超える損害賠償が認められることも見られます。最近では対人の任意保険においては上限を区切らずに無制限の賠償を選ぶことが多くなっています。

**Aさん** 自賠責保険と任意保険が違う損害保険会社になつていて多いと思いますが、被害者はどちらの保険会社と示談交渉をすることになるのですか。

は付添が必要なケースはたくさんあります。例えば小さな子どもが入院した場合、母親の付添が現実に必要なことは容易に理解できると思います。近親者の付添費は裁判上定額化して認められており、一日あたり六〇〇円から七〇〇円となっています。

**Aさん** 通院するためにタクシーを利用したような場合、そのタクシー代は認められますか。

**弁護士** 通院のための交通費は現実にかかっているならば認められますが、基本的には公共交通機関や自家用車のガソリン代が基準となります。但し足を怪我してタクシーがどうしても必要だった場合などは、タクシー代も認められると思います。

**Aさん** 万が一交通事故によって死亡した場合、葬儀費用は損害として認められますか。

**弁護士** 人間はいつかは死ぬのだから、いずれにしても葬儀費用はかかるので認められないなどということはありません。この交通事故によって死亡したということがはっきりしているのですから、葬儀費用も損害となります。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人社協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

**相談者 (Aさん)** 前回は交通事故で被害者の立場になった場合の民事上の法的問題のうち治療費等の積極損害について教えていただきました。今回はその続きになりますね。

**弁護士** 今回は休業損害と逸失利益という消極損害から話しを始めていきます。休業損害とは交通事故により受けた治療のため仕事を休まざるを得ず、その間収入を得ることができなかったことによる損害をいいます。サラリーマンのように一定の給与が決められている場合には損害額の確定が比較的容易ですが、自営業者のように収入や所得が月によって変化する仕事の場合、損害額の確定が難しい場合があります。

**Aさん** 家庭の主婦の場合、休業損害は発生するのですか。

**弁護士** 主婦の家事労働も金銭的に評価することが可能ですので、休業損害が認められています(最高裁昭和五〇年七月八日判決)。その場合休業損害を計算する基礎収入としては、女子労働者の平均賃金が用いられています。

**Aさん** 逸失利益というのは馴染みのない言葉ですが、どのような意味なのでしょう。

**弁護士** 逸失利益とは被害者が死亡した場合や後遺障害を受けた場合に事故がなければ得られたであろう利益を得られなくなった損害のことを意味しています。逸失利益が発生す

通院慰謝料は傷害を負ったことによる精神的損害に対するものですが、入院期間と通院期間の相関表を基に賠償額が算出されます。例えば骨折により一ヶ月入院して三ヶ月通院した場合には一〇〇万円程度が裁判上認められる標準的な慰謝料です。後遺障害慰謝料は先ほどお話しした後遺障害の認定等級によって慰謝料の金額も変わってきます。裁判上の基準では一級の場合二八〇〇万円程度、一四級の場合一〇〇万円程度となっています。死亡慰謝料は被害者の生活上の立場によって金額が違ってきます。被害者が一家の支柱の場合には三〇〇〇万円近い金額になりますし、子どもの場合には二〇〇〇万円程度となっています。

**Aさん** 不法就労していた外国人の慰謝料について裁判所の判断が分かっていると聞いたのですが。

**弁護士** そのとおりです。例えば東京地裁平成二二年四月二八日判決は、在留資格を失っていたスリランカ人が死亡した場合の慰謝料について、日本国内に居住し、日本国内で事故に遭遇したのであるから、日本人と同様に扱うべきだと判断しました。しかしながら同じ事件の控訴審判決である東京高裁平成一三年一月二五日判決は支払われた慰謝料がこの国で使われるのかという問題があるので、

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第36回

# 交通事故に遭った場合の法的問題 3

る典型的なケースは被害者が死亡してしまった場合です。この場合は裁判実務では基本的に六七歳まで働けると考えて、その間の収入を賠償することになります。基礎収入の額についてサラリーマンは給与をベースとし、自営業者は現実の所得をベースとするのは休業



当該外国と日本の賃金水準、物価水準、生活水準等を考慮すべきだとして、日本とスリランカに一〇倍近い貨幣価値の相違があることから、慰謝料を五〇〇万円と判断しました。

**Aさん** 交通事故の場合被害者側にも落ち度があるとして過失相殺という処理がなされると聞いたのですが。

**弁護士** 交通事故の場合一方だけに原因があるという場合は少なく、双方の落ち度が重なって事故が発生する場合が大部分です。そこで被害者側に落ち度があった場合にはその分だけ過失相殺という形で損害賠償を減額するのが公平だと考えられています。

**Aさん** 過失割合はその都度決定されるのですか。

**弁護士** 先ほども言いましたが、交通事故は事件数が多く、たくさん裁判例の積み重ね

損害と同じです。死亡の場合被害者の生活費がかからなくなりますので、一定割合の生活費控除がなされ、また損害賠償は将来の収入を一括前払いしてもらうことになり、その調整のために中間利息の控除という実務的な処理がなされます。

**Aさん** もう一つの逸失利益である後遺障害を受けた場合に、後遺障害の程度によって損害額が違ってくるというのですが、そうなのですか。

**弁護士** 後遺障害の場合、どのような部位にどのような後遺障害が残ったかによって一級から一四級までの等級認定がなされます。等級毎に働く力の喪失を意味する労働能力喪失率が決められており、一級は一〇〇パーセントから一四級の五パーセントまで段階的になっています。例えば脳挫傷などで植物人間状態になってしまった場合などは一級で一〇〇パーセントの労働能力喪失率となり、軽いむち打ち症が残った場合には一四級となり五パーセントの喪失率となります。

**Aさん** 次は慰謝料について教えてください。前回慰謝料の中には入院慰謝料、後遺障害慰謝料、死亡慰謝料があると教わりました。

**弁護士** 交通事故は多くの裁判の積み重ねの中で賠償額の基準が実務上確立されてきています。それは慰謝料についても同様です。入

があり、過失相殺についても事故類型毎に基準が決まっています。例えば単純な追突事故だと過失割合は一〇〇対〇ですが、先行車に理由もなく突然に急ブレーキをかけたという事情があったような場合は七〇対三〇という過失割合になります。

**Aさん** 過失割合に類似した話として被害者の既往症や体質を理由に賠償額が減額されることがあると聞いたのですが。

**弁護士** 素因減額と言われている問題です。最高裁が平成八年一月二九日に興味深い二つの判決を出しています。一つは首長判決と呼ばれ、身体的に首が長いというのは身体的特徴であり、そのために損害額が拡大したとしても賠償額を減額できないとしています。もう一つは被害者に頸椎後縦韌帯骨化症という病気があった場合で、病気の場合にはそのことを理由に賠償額を減額できるとしてはいますが、身体的特徴と病気で結論が分かれた訳ですが、現実にはこの二つを完全に峻別できるかについては、お年寄りの骨粗鬆症のように難しい場合もあるのではないかと思います。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員